

## 本号の内容

### 1. 青森県の今年度の取組み

- ① 景観フォーラム
- ② 景観学習教室
- ③ あおもり屋外広告タウンミーティング
- ④ 環境色彩セミナー&景観研修
- ⑤ 都市計画研修
- ⑥ 立地適正化計画勉強会

### 2. 青森県屋外広告物条例等の改正について

- ① 許可地域の細分化
- ② 許可地域の一部で適用除外基準の見直し
- ③ 許可地域で許可地域の見直し
- ④ 交差点の範囲と規制基準
- ⑤ 許可道路・鉄道から展望することができる区域の見直し
- ⑥ 屋外広告物の点検

## 1. 青森県の今年度の取組み

### ① 景観フォーラム

県では、県民の景観形成に対する関心と行動への意欲を高めることを目的として、平成19年度から景観フォーラムを開催しています。今年度は、平成29年6月2日(金)に青森市のアピオあおもりにて開催しました。

はじめに、県内の良好な景観づくりに貢献していると認められるまちなみ景観を表彰する「第9回ふるさとあおもり景観賞」の表彰式を行い、土木施設部門、公共建築物部門、民間建築物部門、屋外広告物部門、地域づくり活動部門で計14作品が受賞しました。また、特別賞として、「青森県立弘前高等学校写真部(弘前市)」が受賞しています。

次に、八戸市立小中野小学校長の小野一樹様より、「青森県景観学習活動紹介」について事例紹介をして頂きました。

東京スリバチ学会会長 皆川典久様、三重大学大学院工学研究科准教授 浅野聡様、コーディネーターとして弘前大学大学院地域社会研究科長 北原啓司様をお招きし、基調講演のほか「歩くことからはじまる景観・まち育て」をテーマに対談を行いました。



第9回ふるさとあおもり景観賞  
受賞式



民間建築物部門 最優秀賞  
「よしの保育園(むつ市)」



対談  
「歩くことからはじまる景観・まち育て」

## ② 景観学習教室

県では、これからの青森県を担う子どもたちの景観に対する関心と良好な景観形成への意識を育むことを目的に、景観アドバイザーなど景観の専門家を講師として小学校等に派遣し、景観に関する授業を行う出前講座「景観学習教室」を平成14年度から開催しています。

今年度の参加学校・施設（3校／計65名）

- |                 |         |             |
|-----------------|---------|-------------|
| 1. 階上町立 道仏小学校   | 4年生／16名 | （講師：月舘 敏栄）  |
| 2. 三沢市立 おおぞら小学校 | 4年生／18名 | （講師：斎藤 嘉次雄） |
| 3. 南部町立 福田小学校   | 3年生／31名 | （講師：月舘 敏栄）  |

【景観学習教室の様子：階上町立道仏小学校】



地域の景観について  
学んでいる様子



まち歩きの様子



発表会の様子

## ③ あおもり屋外広告タウンミーティング

県では、県・市町村職員の屋外広告物担当者と屋外広告業者が連携して、屋外広告物に関する意識・情報の共有を図り、より良好な景観づくりを推進していくために「あおもり屋外広告タウンミーティング」を開催しています。

屋外広告物の知名度向上と良好な広告景観を形成していくことを目的に平成26年度から実施され、今年度は、平成29年9月8日（金）に青森県屋外広告美術業協同組合の主催（共催：青森県、青森市 後援：国土交通省）で、青森市において開催しました。

タウンミーティングには、県・市町村職員の屋外広告物行政担当者、屋外広告業者など17名が集まり、市内のまち歩きやワークショップを行いました。

ワークショップでは、まち歩きで見た、良い・悪い・気になる等の屋外広告物を行政、屋外広告業者それぞれの観点から、良好な屋外広告物の景観とは何か、必要な安全対策は何か等について意見を出し合って情報を共有しました。

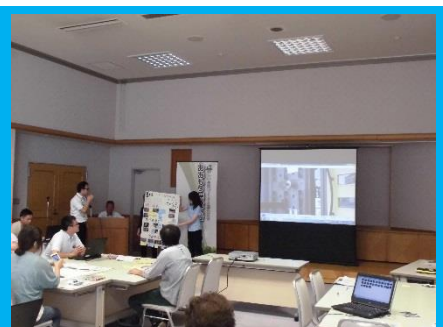
「より多くの方が看板の知識をもつことが必要」、「一回だけでなく定期点検が必要である」等といった意見があげられ、今後、『青森らしい美しい広告景観』を進めていくための意見交換が行われました。



まち歩きの様子



ワークショップの様子



成果発表の様子



## ④環境色彩セミナー＆景観研修

県では、良好な景観を形成するにあたって重要な要素となる「色彩」について、専門知識の習得を図るため、「環境色彩セミナー」を県・市町村職員及び民間建築・建設業者、屋外広告業者を対象に平成15年度から開催しています。今年度は、平成30年1月25日(木)～26日(金)に開催し、12名が受講しました。

日本で唯一の色彩に関する総合的な研究機関である一般財団法人日本色彩研究所常務理事の赤木重文様を講師に迎え、景観の重要な要素である色彩について、建物等の色彩の計画決定までの基本的な流れを学ぶ研修を行いました。

セミナーでは青森県弘前健康福祉庁舎をシミュレーションの題材として、実際に建物の色彩設計の案を検討・作成し、グループ毎に色彩計画のプレゼン発表を行いました。

また、今年度は公共事業等における良好な景観形成を推進するため景観研修を開催しました。日本大学理工学部土木工学科教授の関文夫様と同学部まちづくり工学科教授の天野光一様をお招きし、地域活性化を目指した景観デザインの手法や景観に配慮した道路等の公共施設の在り方についてご講義頂きました。



環境色彩セミナー  
講義の様子



環境色彩セミナー  
色彩計画案の様子



景観研修  
講義の様子

## ⑤都市計画研修

県では、県・市町村職員を対象とした、都市計画の実務に必要な知識等を習得するため、日常の業務を円滑に執行できるように、毎年、都市計画研修を開催しています。

今年度は、平成29年12月18日(月)～19日(火)に開催し、24名が受講しました。

初日の研修では、都市計画課の職員による都市計画に関する基礎知識の習得を目的とした講義を行いました。

2日目の研修では、弘前大学大学院地域社会研究科長の北原啓司様をお招きし、「人口減少下における持続可能なまちづくり」についてご講演頂きました。また、近年全国的にも作成が進められている、「立地適正化計画」について、山形県鶴岡市都市計画課長の早坂進様と弘前市都市政策課の長内遼太郎様をお招きし、各市の作成の取組みについて紹介して頂きました。



講義の様子①



講義の様子②



講義の様子③

## ⑥立地適正化計画勉強会

多くの地方都市では、これまで郊外開発が進み市街地が拡散してきましたが、今後は急速な人口減少が見込まれており、拡散した市街地のままで人口が減少し居住が低密度化すれば、一定の人口密度に支えられてきた医療・福祉・子育て支援・商業等の生活サービスの提供が将来困難になりかねない状況にあります。また、高齢者が急速に増加する中で医療・介護の需要が急増し、医療・福祉サービスの提供や地域の活力維持が満足にできなくなることが懸念されます。このような中、高齢者や子育て世代にとって安心して暮らせる健康で快適な生活環境を実現するとともに、財政面及び経済面において維持可能な都市経営を推進するためには、都市の構造を見直し、医療・福祉・商業等の生活サービス機能や居住を集約・誘導しながら、それらと連携した持続可能な公共交通ネットワークを形成するコンパクト・プラス・ネットワークの取組みが重要です。

こうした取組みを支援するため、国では、平成 26 年に都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画制度を創設し、省庁横断的な枠組みも活用しながら、支援施策の充実、モデル都市の形成・横展開、取組成果の見える化などの取組を進めてきました。その結果、立地適正化計画の裾野は着実に拡大し、平成 29 年 12 月 31 日時点で、384 都市において計画に取り組み、116 都市において計画が作成・公表されています。県内では、下記市が立地適正化計画を公表もしくは具体的な取組みを行っています。

そこで、県では、立地適正化計画の作成について具体的な取組みを行っていない市町村を対象に、人口減少局面におけるまちづくりのあり方や立地適正化計画制度の活用必要性について等、立地適正化計画制度に係る熟度を高めることを目的として、平成 30 年 2 月 15 日（木）に勉強会を開催しました。



勉強会の様子

青森県内の立地適正化計画の取組み状況(平成 30 年 2 月末時点)		
青 森 市	平成 30 年 3 月 30 日	公表予定
弘 前 市	平成 29 年 3 月 31 日	公表済み
八 戸 市	平成 30 年 3 月 31 日	公表予定
黒 石 市	平成 31 年 3 月末	公表予定
五 所 川 原 市	平成 31 年 3 月末	公表予定
十 和 田 市	平成 30 年 5 月 1 日	公表予定
む つ 市	平成 29 年 2 月 20 日	公表済み

## 第 11 回ふるさとあおもり景観賞

ふるさとあおもり景観賞は、県内の良好な景観づくりに貢献している、まちなみ、建築物、屋外広告物及び地域づくり活動等を表彰することにより、ふるさと青森の個性を生かした魅力ある景観形成に対する県民意識を高め、本県の美しい景観づくりに寄与することを目的に実施するものです。

平成 30 年度は第 11 回を迎え、**平成 30 年 6 月 1 日（金）～平成 31 年 1 月 31 日（木）**の期間で募集します。

皆さまにおかれましても、好きな景観、気になる景観などございましたら、ご応募してみたいかがでしょうか。詳細につきましては、後日募集チラシを送付させていただきます。

また、過去の受賞作品などは、都市計画課ホームページにてご確認頂けますので、ご覧頂ければ幸いです。

## 2. 青森県屋外広告物条例等の改正について

県では、屋外広告物の安全性向上を目的とし、有資格者による点検の実施の義務付けを内容とした県条例の改正（平成 29 年 10 月 1 日施行）を行いました。また、近年、屋外広告物の種類や表示方法、素材等が多様化してきており、良好な景観の形成や風致の維持、公衆に対する危害の防止などを目的に、許可地域の細分化等の見直しを行い、施行規則等を改正（平成 29 年 10 月 1 日施行）しました。

### ① 許可地域の細分化

#### 許可地域【条例第 6 条】

広告物を表示・設置するためには、原則として許可が必要な地域です。

許可地域を次の 2 つに細分化しました。

#### 自然景観型許可地域

許可地域のなかでも、自然景観に配慮するために定められた地域です。

- 道路、鉄道等の知事が指定する区間（都市計画区域内の区間を除く）
- 道路、鉄道等から展望できる地域で、知事が指定する区域（都市計画区域内の区域を除く）
- 市街化調整区域、第一種・第二種中高層住居専用地域、用途地域が定められていない土地の区域

#### 市街地景観型許可地域

賑わいある街並みの形成を促進するために定められた地域です。

- 道路、鉄道等の知事が指定する区間（都市計画区域内の区間）
- 道路、鉄道等から展望できる地域で、知事が指定する区域（都市計画区域内の区域）
- 第一種・第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域

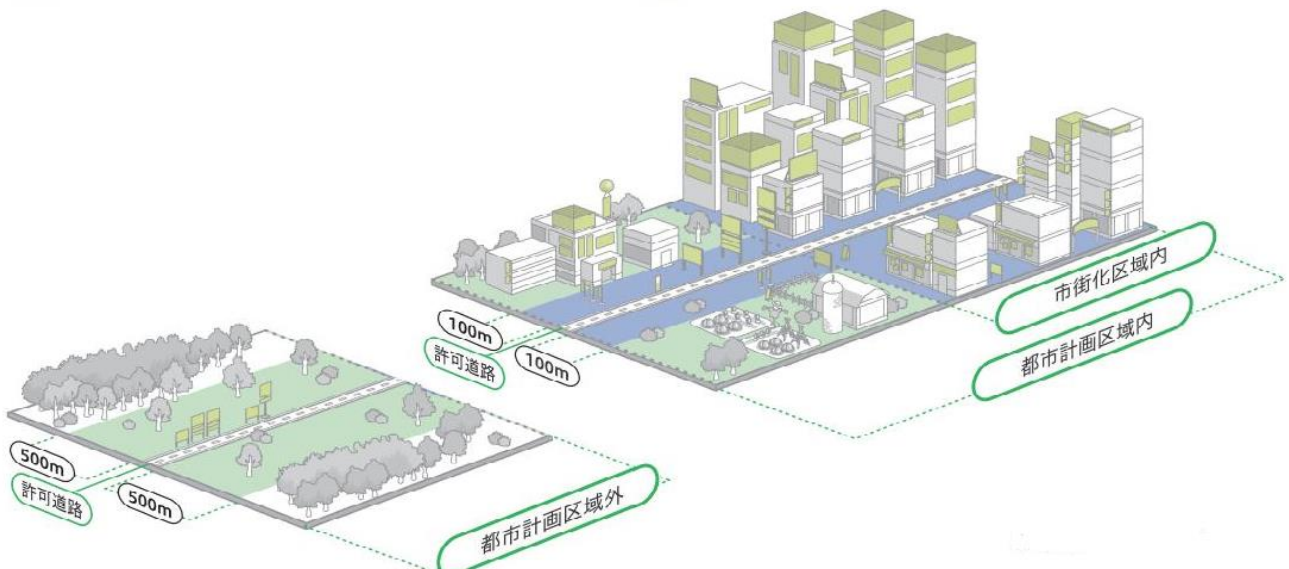
#### 凡例

##### 自然景観型許可地域

※都市計画区域外の許可道路（鉄道）の路肩端又は路盤端から両側 500m 以内の区域

##### 市街地景観型許可地域

※都市計画区域内の許可道路（鉄道）の路肩端又は路盤端から両側 100m 以内の区域



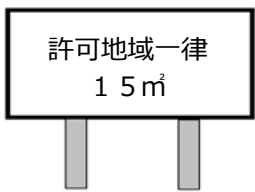
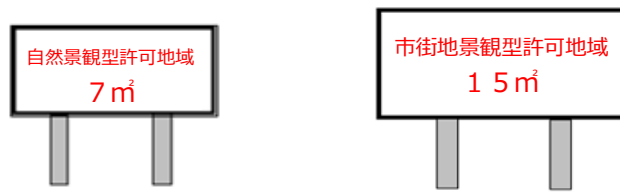


## ②許可地域の一部で適用除外基準の見直し

### 自家用広告物の適用除外

自家用広告物は、自分の名前、店名、会社の名称や自分の事業・営業の内容を表示するために、自分の住所や会社・店の敷地内に表示・設置する屋外広告物のことで、適用除外される広告物の代表的なものです。個人の表札もこれに含まれ、「〇〇商店」、「〇〇銀行」、「〇〇商事」など商号表示のほか、「食事処」、「生鮮食品販売」など、事業又は営業の内容を表す表示などが該当します。

許可地域内での適用除外基準を次のとおり見直しました。

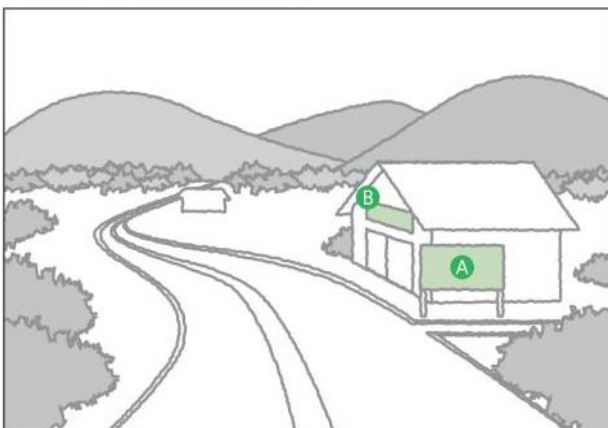
【現行規定】	【改正後】
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     許可地域一律 15㎡                 </div> 	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                         自然景観型許可地域 7㎡                     </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                         市街地景観型許可地域 15㎡                     </div> </div> 

自家用広告物が、次の基準を満たす場合には、禁止地域にも、許可地域にも、許可を受けずに表示・設置することができます。

### 自家用広告物の適用除外の基準

- 禁止地域・自然景観型許可地域に表示等する場合：  
1事業所あたりの表示面積が7㎡以下であること。
- 市街地景観型許可地域に表示等する場合：  
1事業所あたりの表示面積が15㎡以下であること。

1事業所あたり7㎡以下  $7\text{㎡} \geq A+B$



禁止地域・自然景観型許可地域に表示等する場合

1事業所あたり15㎡以下  $15\text{㎡} \geq A+B+C+D$

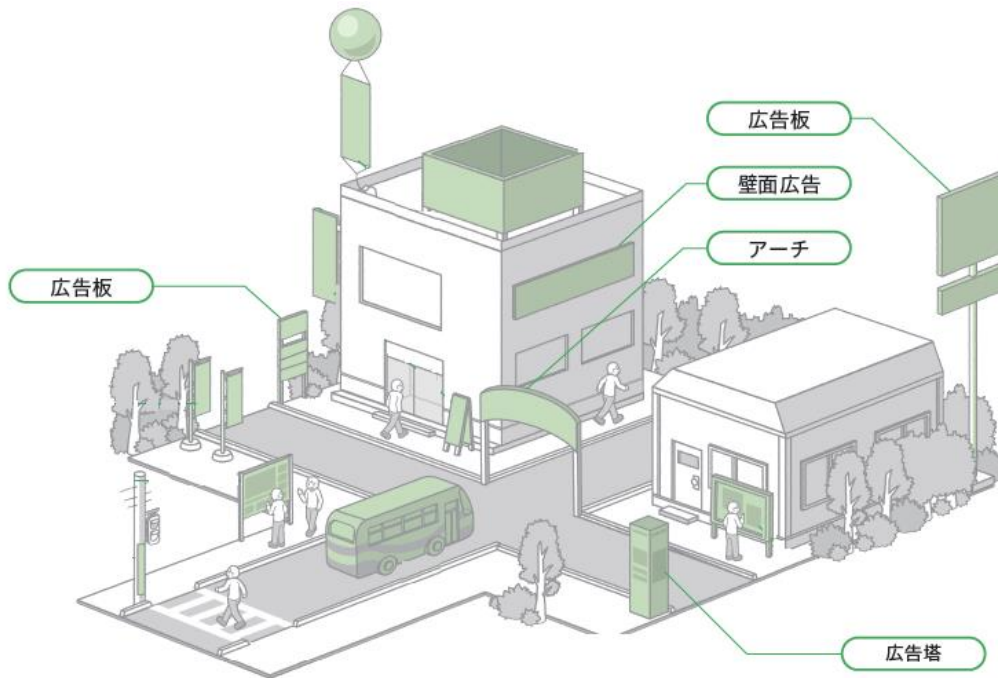


市街地景観型許可地域に表示等する場合

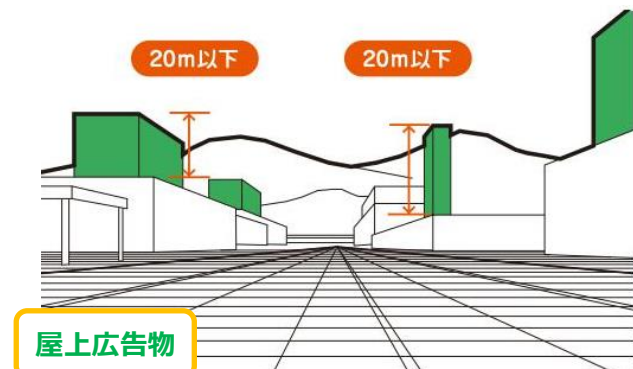
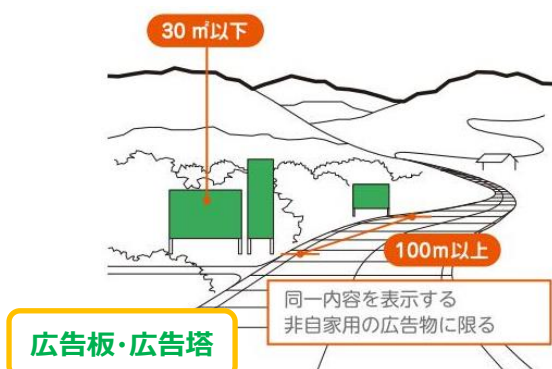
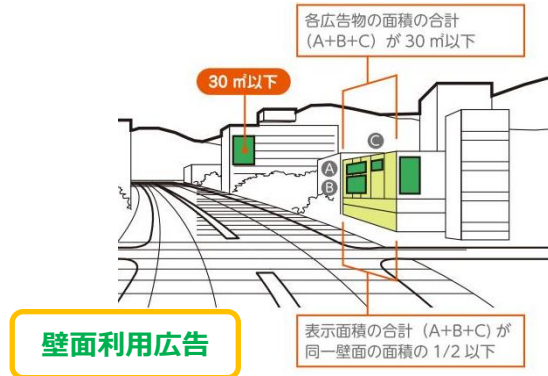
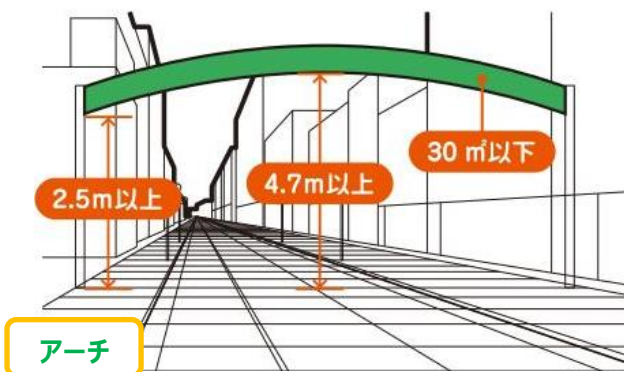
## ③ 許可地域で許可基準の見直し

次の屋外広告物について、許可基準を見直しました。

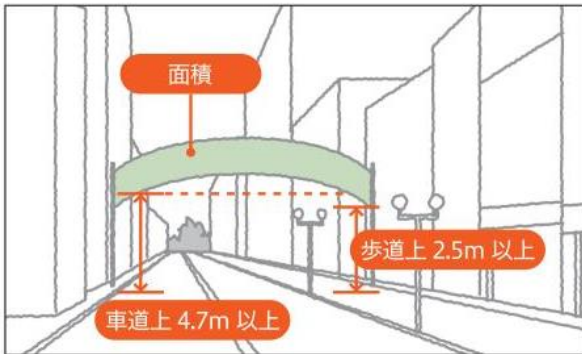
- アーチ
- 壁面利用広告物（建築物の壁面を利用し設置される広告板をいう。）
- 広告板（屋上に設置されるもの及び建築物の壁面を利用して設置されるものを除く。）、  
 広告塔（屋上に設置されるものを除く。）
- 屋上広告物（屋上に設置される広告板及び広告塔をいう。）



### 〈これまでの許可基準〉



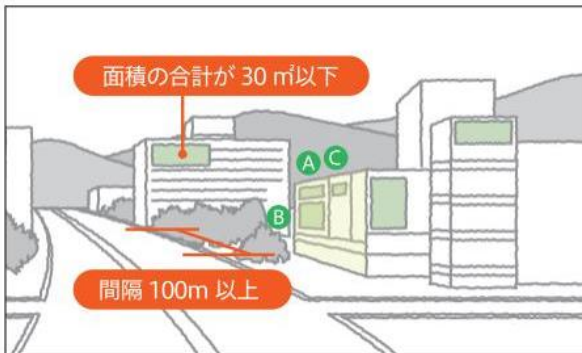
## 〈見直し後の許可基準〉



### アーチ

(平成 29 年 10 月 1 日～)

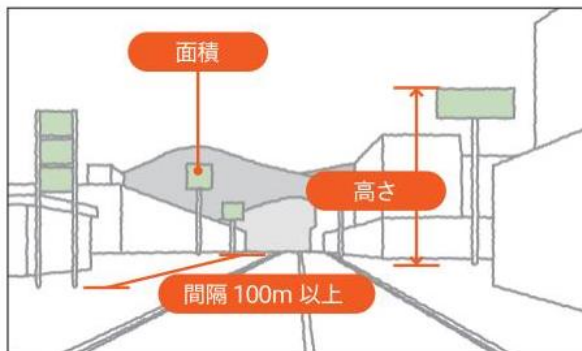
	自然景観型	市街地景観型
面積	1 面 15 m <sup>2</sup> 以下 (表示面積の合計 30 m <sup>2</sup> 以下)	1 面 30 m <sup>2</sup> 以下 (表示面積の合計 60 m <sup>2</sup> 以下)
高さ	広告物の下端の高さは車道上 4.7m 以上、歩道上 2.5m 以上	



### 壁面利用広告

(平成 29 年 10 月 1 日～)

面積	表示面積の合計が 30 m <sup>2</sup> 以下
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 建築物の同一面の 1/2 以下</li> <li>● 同一面積に複数の表示面がある場合、表示面積は各広告物の面積の合計 (A+B+C) とする。</li> </ul>
間隔	同一内容を表示する場合は非自家用の広告物に限り、間隔を 100m 以上離す。



### 広告板・広告塔

(平成 29 年 10 月 1 日～)

	自然景観型	市街地景観型
面積	1 面 15 m <sup>2</sup> 以下 (表示面積の合計 30 m <sup>2</sup> 以下)	1 面 30 m <sup>2</sup> 以下 (表示面積の合計 60 m <sup>2</sup> 以下)
高さ	10m 以下	指定なし
間隔	同一内容を表示する場合は非自家用の広告物に限り、間隔を 100m 以上離す。	

#### 広告板・広告塔の定義

広告板：広告表示面が板状で、1 面又は 2 面（板の両面）に表示されたもの。

広告塔：多角柱もしくは円柱の面を利用するもので、球形、多面体を含む立体広告物。



### 屋上広告物

(平成 29 年 10 月 1 日～)



面積	規定なし
高さ	設置する箇所から 20m 以下 (A ≦ 20m) 建物の高さの 2/3 以下 (A ≦ 2/3 H)
幅	規定なし

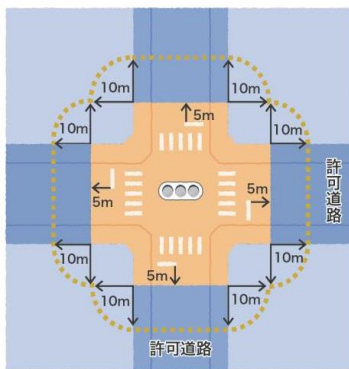


## ④ 交差点の範囲と規制基準

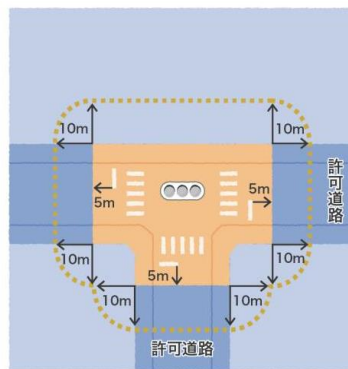
許可地域では、許可道路に係る交差点において、アーチの設置は認めません。また、許可道路に係る交差点において、広告板・広告塔・壁面利用広告物について、常時その内容を変化させるもの、附属照明が点灯するもの及び蛍光塗料・反射材料等である場合、運転者の注意力を低下させ交通安全上の支障となる等のことから設置を認めません。

### 交差点の範囲と規制対象の範囲

-  **交差点**  
交差点の直前の停止線及びその延長線から5m 外側の線で囲まれた道路の区域
-  **規制対象の範囲**  
上記区域から水平距離10m 以内の区域



許可道路同士の十字路口

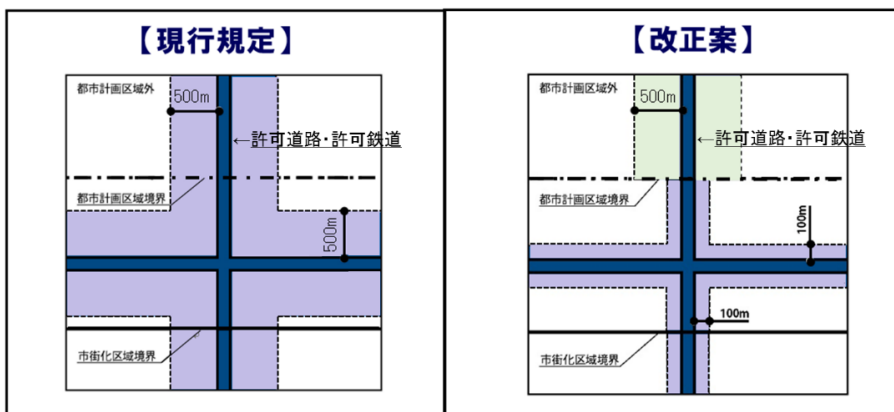


許可道路同士のT字路

### 広告物の表示基準

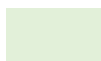

- 発光・照明装置により、常時表示内容を変化させない。
- 広告物に附属している照明は点滅させない。
- 蛍光塗料・反射材料を用いない。

## ⑤ 許可道路・鉄道から展望することができる区域の見直し



道路及び鉄道等から展望することができる地域で知事が指定する区域を次のとおり見直しました。

### ○ 知事が指定する区域

-  都市計画区域以外の区域で、許可道路（許可鉄道）の路肩端又は路盤端から500m以内の区域 ⇒ 現行と変わらず
-  都市計画区域内の区域で、許可道路（許可鉄道）の路肩端又は路盤端から100m以内の区域 ⇒ 緩和

## ⑥屋外広告物の点検

屋外広告物は、社会生活に必要な情報を提供し、公衆の利便性に寄与するものです。しかし、設置されるままに任せ放置すれば、落下・倒壊等、安全上の問題がでてきます。広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者により適切に維持管理されない屋外広告物が全国で見受けられるとともに、平成27年2月に札幌市で屋外広告物落下事故が発生する等、こうした屋外広告物が落下する事故が発生しており、屋外広告物の安全性の確保がより一層求められています。

このことから、県では、屋外広告物等の安全性向上を目的とし、定期的な有資格者による点検の実施義務を内容とした青森県屋外広告物条例等の改正を行いました。

### ○改正の内容

#### (1) 屋外広告物等の点検

これまで任意としていた屋外広告物等の点検について、表示者等に、適切な時期に屋外広告物等の専門知識がある者に点検させる責務があることを定めました。許可の要不要にかかわらず、全ての屋外広告物等（はり紙等を除く）について点検が義務づけられます。

更新許可申請時に「屋外広告物等安全点検報告書」により屋外広告物等の安全点検を行わなければなりません。

#### (2) 点検の対象とする屋外広告物

屋外広告物等で、はり紙、はり札等、立看板、幕、広告旗、アドバルーンを除く全ての屋外広告物を点検の対象とします。

#### (3) 点検者の資格要件

以下の資格を有する者が点検を行う必要があります。

- 屋外広告士
- 都道府県・政令市・中核市が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的として行う講習会の課程を修了した者
- 広告美術仕上げに関する職業訓練指導員免許取得者、技能検定合格者及び職業訓練修了者
- 1級建築士、2級建築士及び木造建築士

## 【編集後記】

青森県では、屋外広告物の安全性向上や良好な景観形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止などを旨とし、屋外広告物条例等の改正を行いました。また、県土の良好な景観形成推進のため、『青森県屋外広告物景観ガイドライン』を作成しました。県ホームページにも掲載されておりますので、ご覧頂きますと幸いです。

今後とも、青森県の都市計画・景観・屋外広告物行政の推進につきまして、ご理解・ご協力の程よろしくお願い致します。

最後に、皆さまの今後のご活躍を祈念しております。

発行：青森県 県土整備部 都市計画課 都市計画・景観グループ

住所：〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1-1

電話：017-734-9681（直通） FAX：017-734-8196

青森県庁ホームページアドレス：<http://www.pref.aomori.lg.jp/>